

議案第17号

養父市木の香る交流促進センター設置及び管理条例の一部を改正
する条例の制定について

養父市木の香る交流促進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和3年2月25日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市木の香る交流促進センター設置及び管理条例の一部を改正
する条例

養父市木の香る交流促進センター設置及び管理条例（平成16年養父市条例第
170号）の一部を次のように改正する。

第2条の表養父市木の香る小城交流促進センターの項を削る。

別表（養父市木の香る小城交流促進センター）の表を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第17号 養父市木の香る交流促進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行		改 正 案				
(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。				
名称	位置	名称	位置			
<u>養父市木の香る小城交流促進センター</u>	<u>養父市小城270番地1</u>					
養父市木の香る大森交流促進センター	養父市八鹿町八鹿325番地3	養父市木の香る大森交流促進センター	養父市八鹿町八鹿325番地3			
別表（第6条関係） <u>（養父市木の香る小城交流促進センター）</u>		別表（第6条関係）				
室の名称	使用時間区分及び基本使用料					
	9時から			13時から		18時から
	12時まで	17時まで	22時まで	17時まで	22時まで	22時まで
大会議室	<u>1,800</u>	<u>3,600</u>	<u>5,900</u>	<u>2,000</u>	<u>4,300</u>	<u>2,500</u>
郷土資料室	900	<u>1,800</u>	<u>3,000</u>	1,000	<u>2,200</u>	<u>1,300</u>
調理実習室	900	<u>1,800</u>	<u>3,000</u>	1,000	<u>2,200</u>	<u>1,300</u>
研修室	900	<u>1,800</u>	<u>3,000</u>	1,000	<u>2,200</u>	<u>1,300</u>
中会議室8畳	900	<u>1,800</u>	<u>3,000</u>	1,000	<u>2,200</u>	<u>1,300</u>
中会議室10畳	900	<u>1,800</u>	<u>3,000</u>	1,000	<u>2,200</u>	<u>1,300</u>
備考						
1 <u>冷暖房使用の場合は、基本使用料の5割を加算することができる。</u>						
2 <u>営利等の目的外使用の場合は、基本使用料の5割を加算することができる。</u>						
(養父市木の香る大森交流促進センター)						
(略)						
(養父市木の香る大森交流促進センター)						
(略)						